

平成29年第1回墨田区議会定例会提出予定案件

予算

- 1 平成28年度墨田区一般会計補正予算
- 2 平成29年度墨田区一般会計予算
- 3 平成29年度墨田区国民健康保険特別会計予算
- 4 平成29年度墨田区介護保険特別会計予算
- 5 平成29年度墨田区後期高齢者医療特別会計予算

条例

- 1 墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 3 墨田区常勤の監査委員の給料等に関する条例
- 4 墨田区個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 5 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例の一部を改正する条例
- 6 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 7 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 9 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
- 10 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 11 墨田区国民健康保険出産費資金貸付条例の一部を改正する条例
- 12 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 13 すみだ生涯学習センター条例の一部を改正する条例
- 14 両国屋内プール条例の一部を改正する条例
- 15 墨田区営運動場条例の一部を改正する条例
- 16 スポーツプラザ梅若条例の一部を改正する条例
- 17 墨田区民住宅条例の一部を改正する条例
- 18 墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例
- 19 墨田区立豎川第一公園における仮設の施設の占用に関する条例
- 20 墨田区立公園条例の一部を改正する条例
- 21 工場立地法区準則条例の一部を改正する条例
- 22 墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例
- 23 墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び墨田区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 24 墨田区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

平成29年第1回墨田区議会定例会提出予定案件概要

<条例>

1 墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

東京都後期高齢者医療広域連合が葬祭費の事務において個人番号を利用することを踏まえ、個人番号の独自利用事務に墨田区後期高齢者医療に関する条例による葬祭費の支給に関する事務であって規則で定めるものを加える。

(2) 施行期日

本年4月1日

2 墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

本年4月1日付け組織改正によりすみだ創生塾の運営に係る事業を区長部局で行うことに伴い、教育委員会の附属機関であるすみだ創生塾運営委員会を区長の附属機関とする。

(2) 施行期日

本年4月1日

3 墨田区常勤の監査委員の給料等に関する条例

(1) 制定理由及び内容

墨田区監査委員に関する条例の一部改正(28.12.9公布、29.4.1施行)により、識見を有する監査委員のうち1人を常勤とすることに伴い、当該常勤の監査委員の給料等を次のとおり定める。

ア 給料月額 63万2,000円

イ 旅費の種類 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び旅行雑費

ウ 旅費の支給額 副区長相当額

エ 手当の種類 地域手当 給料月額に100分の12を乗じた額

通勤手当 職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

期末手当 合計3.52月

退職手当 勤続期間1年につき100分の180

(2) 施行期日

本年4月1日

4 墨田区個人情報保護条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正(27.9.9 公布、29.5.30 一部施行)により、条例で定める独自利用事務において情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が可能となることに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年5月30日(一部の改正規定については、公布の日)

5 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正(27.9.9 公布、29.5.30 一部施行)により引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年5月30日

6 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

一般財団法人道路管理センターへ職員を派遣するに当たり、職員を派遣することができる団体に当該法人を加える。

(2) 施行期日

本年4月1日

7 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正(28.3.31 公布、29.1.1 施行・28.12.2 公布、29.1.1 施行)を踏まえ、育児に係る制度の対象となる子の範囲を拡大するほか、職員が介護時間を取得することができる等の措置を講ずる。

(2) 施行期日

公布の日

8 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正(28.12.2 公布、29.1.1 施行)等により、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大する等の措置を講ずる。

(2) 施行期日

公布の日

9 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

人事院規則の一部改正(28.4.1 公布、同日施行)を踏まえ、配偶者同行休業の期間の再度の延長をすることができる特別の事情を定める。

(2) 施行期日

公布の日

10 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

社会情勢の変化等に鑑み、保健衛生業務手当のうち、相談員として精神保健相談業務に従事した職員及びエックス線操作の業務に従事した職員に支給する手当を廃止する。

(2) 施行期日

本年4月1日

11 墨田区国民健康保険出産費資金貸付条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

平成21年度に出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度が創設されたことにより、出産育児一時金の貸付実績が減少している状況に鑑み、墨田区国民健康保険出産費資金貸付基金の額を次のとおり減額する。

基金の額 1,000万円 300万円

(2) 施行期日

本年3月31日

12 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正(28.3.31 公布、29.1.1 施行・28.12.2 公布、29.1.1 施行)を踏まえ、育児に係る制度の対象となる子の範囲を拡大するほか、幼稚園教育職員が介護時間を取得することができる等の措置を講ずる。

(2) 施行期日

公布の日

13 すみだ生涯学習センター条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

本年4月1日付け組織改正によりすみだ生涯学習センターの管理、運営等について区長部局で行うことに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年4月1日

14 両国屋内プール条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

本年4月1日付け組織改正により両国屋内プールの管理、運営等について区長部局で行うことに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年4月1日

15 墨田区営運動場条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

本年4月1日付け組織改正により区営運動場の管理、運営等について区長部局で行うことに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年4月1日

16 スポーツプラザ梅若条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

本年4月1日付け組織改正によりスポーツプラザ梅若の管理、運営等について区長部局で行うことに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年4月1日

17 墨田区民住宅条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

区民住宅の借上げ期間満了に伴い、シティハイム石原、シティハイム京島、シティハイム八広第二及びシティハイム亀沢を廃止するほか、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

シティハイム石原の廃止については本年5月1日、シティハイム京島の廃止については同年6月1日、シティハイム八広第二の廃止については同年1月1日、シティハイム亀沢の廃止については同年12月1日

18 墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

木造住宅の耐震化率向上等を図るため、耐震性が不足していることが確認された旧耐震基準の木造住宅の除却費用に対する助成制度等を新たに設けるほか、耐震改修計画の作成に対する助成金の支給割合（助成率）を引き上げる。

(2) 内容、施行期日等

別紙のとおり

19 墨田区立豎川第一公園における仮設の施設の占用に関する条例

(1) 制定理由及び内容

都市公園法施行令第12条第10号の規定に基づき、路上生活者等の自立支援のための仮設施設を墨田区立豎川第一公園に設置することを定める。

(2) 施行期日

墨田区規則で定める日

20 墨田区立公園条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

住宅市街地総合整備事業（北部中央地区）の実施により整備する次の公園を公の施設として設置する。

[名称] 墨田区立曳舟なごみ公園

[位置] 墨田区京島一丁目8番2号

[面積] 515.74㎡

(2) 施行期日

本年4月1日

21 工場立地法区準則条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

工場立地法の一部改正（28.5.20公布、29.4.1施行）により引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年4月1日

22 墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

ア 貸付対象の追加

就学支度資金の貸付対象に義務教育学校への入学に際し必要な資金を加える。

イ 貸付限度額の改定

女性福祉資金貸付制度の充実を図るため、通勤のために自動車購入が必要と認められる場合の就職支度資金の貸付限度額を32万円から33万円に引き上げる。

ウ 貸付利率の上限の引下げ

保証人を立てない場合の据置期間経過後の貸付利率の上限を年1.5パーセントから1パーセントに引き下げる。

(2) 施行期日

本年4月1日

23 墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び墨田区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

児童福祉法の一部改正(28.6.3 公布、29.4.1 一部施行)により引用条文が改められることに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年4月1日

24 墨田区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

本年4月1日付け組織改正により墨田区子ども・子育て会議の庶務を担当する組織の名称が改められることに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年4月1日